

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：広島大学薬学部

本評価実施年度：2018（平成 30）年度

2024 年 1 月 15 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『項目』

４．薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

「授業の目標・概要等」の部分で目標の記載があるものの、薬学教育シラバスで求められている一般目標(GIO)および到達目標(SBOs)が明記されていないので改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

薬学教育シラバスの「プログラムの中でのこの授業科目の位置づけ」部分に、一般目標(GIO)および到達目標(SBOs)の該当する項目A～G等を記載していたが、SBOsコードの記載がなかった。

（４）本評価後の改善状況

教員会および教授会においてシラバスの点検作業を行い、SBOsコードを記載することを取り決め、シラバスへの記載を行った。その際、シラバスが全学共通の仕様であることから、「その他」欄にSBOsコードを記載した。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料１ 2022 薬学部シラバス

資料２ 薬学部教授会議事要録（2022年3月7日開催）

資料３ 薬学部教員会議事メモ（2022年3月17日開催）

検討所見

改善すべき点（１）は、本評価時において、シラバスに一般目標(GIO)および到達目標(SBOs)が明記されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、シラバスの「授業の目標・概要等」の欄に一般目標(GIO)を、「その他」の欄に当該授業科目が対応するSBOsコードを記載した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『項目』

４．薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

成績評価基準は各科目のシラバスに記載欄が設けられているが、記載に不備のある科目があるので、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

一部のシラバスにおいて成績評価の記載が不十分であった。

講義科目の「到達度評価の評価項目」に実験実習科目で学ぶ技能が含まれていた。

（４）本評価後の改善状況

シラバスについて点検作業を行い、「到達度評価の評価項目」に実験実習科目で学ぶ技能が含まれている講義科目については、担当教員に確認を行った。多くの場合、実験実習科目で技能を修得するための前段階としての座学の講義であった。そのため、当該評価項目を削除するか、「その他」の欄に「当該講義で修得した知識は、実験実習科目における技能修得の基礎となる。」ことを明記した。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 1 2022 薬学部シラバス（臨床薬物治療学 B P98-99、臨床薬理学 B P107-108、医療薬学 P82-83、生体分析科学 P24-25、放射化学・放射線保健学 P30-31、薬事関係法規 P100-102、薬品分析科学 P12-13、有機化学 IA P42-43、有機化学 IB P44-45、有機化学ⅡA P46-47、有機化学ⅡB P48-49、有機化学Ⅲ P62-63、有機化学Ⅳ P74-75、臨床医学概論Ⅰ P84-85、臨床医学概論Ⅱ P93-94、臨床医学概論Ⅲ P105-106、臨床薬理学 A P95-97）

資料 2 薬学部教授会議事要録（2022年3月7日開催）

資料 3 薬学部教員会議事メモ（2022年3月17日開催）

検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、シラバスの「到達度評価の評価項目」、「成績評価の基準等」の欄への記載に不備のある科目が散見された状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、シラバスの点検と担当教員への確認によりシラバスの記載内容の不備を修正した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

成績評価基準は各科目のシラバスに記載されているが、一部に成績評価の記載が曖昧であったり、記載の通りに実施されていない科目が認められたため、全ての科目においてシラバスの成績評価基準を明確にし、記載内容に沿った評価を実施する必要がある。

（3）本評価時の状況

シラバスの「成績評価の基準等」の欄に評価基準（%等）が入っていない科目があった。記載の通りに実施されていない科目があった（期末試験 90 点、受講状況 10 点の総合 100 点とシラバスに記載したものに対して期末試験のみで評価していた。）

（4）本評価後の改善状況

シラバスの全ての授業科目において「成績評価の基準等」の欄に評価基準を具体的な点数で記載し、記載通りに評価を実施している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 1 2022 薬学部シラバス（衛生薬学 I P10-11、臨床薬理学 B P107-108、薬品物理化学 P36-37、生体分析科学 P24-25、生物物理化学 P118-119、免疫学概論 P91-92、病理学概論 P14-15、薬学研究方法論演習 A P50-51、社会薬学実習 P140-141、生化学 V P22-23、生化学 VI P56-57、有機化学 IV P74-75、細胞生物学 P70-71、薬品分析科学 P12-13、生物統計学 P78-79、薬学研究方法論演習 B P52-53、細胞分子生物学実習 P132-133、物理化学実習 P148-149）

資料 4 薬学研究方法論演習 B 成績判定基準（ルーブリック）（両学科共通）

検討所見

改善すべき点（３）は、本評価時において、シラバスの「成績評価の基準等」の欄の記載が十分でない科目や、実際の評価がシラバスの記載とは異なる方法で実施されている科目が散見された状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、シラバスの「成績評価の基準等」の欄に、使用する評価方法とその寄与率、合格基準を具体的に記載し、評価を記載通りに行っているとしている。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『項目』

１３．自己点検・評価

（２）指摘事項

６年制薬学教育プログラムに特化した自己点検・評価は十分とは言えないので、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

本学は年に２回、学外経営協議会委員と大学評価委員会による部局組織評価を受けており、その中で４年制薬科学科と６年制薬学科についての教育、研究、学生生活等の評価を受け、毎年改善報告書を提出しており、６年制薬学教育プログラムに特化してはいないが、教育についてのPDCAサイクルによる教育改善を継続的に図っていた。

（４）本評価後の改善状況

現在も、年に２回の部局組織評価を受けているが、４年制薬科学科と６年制薬学科があり、共通している科目など分離できない内容も多いことなどから、完全に６年制薬学教育プログラムのみの特化した自己点検・評価とはなっていない。

しかしながら、殆どの科目が必修となっていること、薬学科生と薬科学科生は同じ施設を使用していることなどの現状を鑑みると、部局組織評価は不十分ではあるが、実質的に６年制薬学教育プログラムに相当すると考えている。また、６年制薬学教育に特化したものとしては、毎年教育質保証委員会から提示される評価基準に従った「薬学教育プログラム（６年制薬学教育）」の点検評価を実施し、年次報告書として提出している。

本年次報告書には教育プログラムの現状、点検、評価に加え、エビデンスの提示、課題への改善計画の明記が求められており、次年度に改善計画に対する改善結果の報告書の提出も義務化されている。さらに、本年次報告書は提出後に教育質保証委員会による評価を受けている。また、教育プログラム全体ではないが、根幹となる教育の部分については毎年６年制に特化した自己点検評価を実施し、PDCAサイクルによる改善を継続的に図っている。

一方、本学では、部局組織評価とは別に年に２回の中期計画・中期目標に対する達成度評価も受けており、現在本学が置かれている教員数などの状況を勘案すると、部局組織評価、「薬学教育プログラム」自己点検評価とは別に６年制薬学教育プログラムにのみ特化した自己点検・評価を実施することは、本質的な部分で多くの重複が認められる上に人的時間的な余裕がなく、極めて困難であると薬学部評価委員会並びに

薬学部教授会にて確認した。

これまでも修了者数などのアウトプット（大学の成果）は調査し評価・改善を図ってきたが、アウトカム（学習者の成長）については未実施であった。今後、卒業者が就職した会社への定期的なアンケート調査によるアウトカムの確認と評価等、本学で既に実施している自己点検・評価項目において漏れのある項目については別途点検・評価を行う予定である。現在、令和4年度に実施したアンケート調査を基に点検・評価を行っている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料2 薬学部教授会議事要録（2022年3月7日開催）

資料5 部局組織評価の実施について（令和元年度～令和3年度）

資料6 部局組織評価 論評と部局での対応（令和元年度～令和3年度）

資料7 学士課程教育における自己点検とその改善に関する年次報告書、評価結果に基づく改善計画、昨年度の改善計画に基づく改善状況（令和元年度～令和3年度）

資料8 企業対象アンケート結果（令和4年度）

検討所見

改善すべき点（4）は、本評価時において、6年制薬学教育プログラムに特化した自己点検・評価が十分に実施されているとは言えなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）のとおり、薬学教育評価機構の第三者評価以外に、教育質保証委員会から提示される評価基準に従って「薬学教育プログラム（6年制薬学教育）」の点検評価と、4年制薬科学科の点検評価とを区別して実施しており、2019年度からは毎年年次報告書を提出し、部局組織評価の結果に基づいて、6年制薬学教育プログラムに対するPDCAサイクルによる改善を継続的に実施している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。